

役員等の報酬並びに費用に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人長野県産業振興機構（以下「機構」という。）役員及び評議員の報酬並びに費用に関し、法令または定款に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、機構を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬とは、職務遂行の対価として月額又は日額で支給するものをいう。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 機構は、常勤理事及び監事の職務執行の対価として報酬を支給することができ、その報酬は、常勤理事にあつては月額報酬とし、監事にあつては監査等へ出席した場合の日額報酬とする。

- 2 非常勤理事及び評議員に対しては、報酬を支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 常勤理事の報酬は、1名年額650万円の範囲内において、その経歴等を勘案して理事会の決議によって決定するものとする。

- 2 監事の報酬は、日額1万円とする。

(報酬の支給方法等)

第5条 常勤理事の報酬の支給方法等は、この規則に定めるほか、別に定める職員を対象とした給与規程（以下、「給与規程」という。）に準ずる。

- 2 監事の報酬は、監査等へ出席した都度、支給する。

(通勤手当の支給)

第6条 常勤理事には通勤手当を支給する。

- 2 通勤手当の額及び支給方法は、給与規程に準ずる。

(費用の支払い)

第7条 機構は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅延なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 機構は、この規則をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人として本機構の設立の登記の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

この規則は、令和8年4月1日から施行する。